

# ボイラー・タービン主任技術者免状交付申請について

関東経済産業局資源エネルギー部電力安全課発電室

平成16年3月31日

この案内書は、電気事業法第44条第2項1号の規定に基づき、学歴又は資格を有している者が実務経験によりボイラー・タービン主任技術者免状交付（以下、「免状交付」という。）の申請を行うためのものです。

説明の中で「法」とは「電気事業法」、「省令」とは「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令」のことです。

・新たに免状交付を受ける方

## 1. 免状交付の該当者

主任技術者免状の種類ごとに省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する方。  
（法第44条第2項第1号）

## 2. 必要書類

(1) 主任技術者免状交付申請書（省令・様式6）	すべての申請者
(2) 卒業証明書又は省令で定める資格等の写し	〃
(3) 実務経歴証明書	〃
(4) 戸籍抄本又は住民票（本籍の記載のあるものに限る）	〃
(5) 修得学科目証明書	学科名だけでは内容が判断できない場合のみ

## 3. 書類の提出先、問合わせ先

関東経済産業局 資源エネルギー部 電力安全課 発電室  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館  
電話 048-600-0393 FAX 048-601-1301

又は、最寄りの経済産業局（連絡先は、参考資料「（5）各経済産業局の連絡先」を参照）

## 4. 申請手数料

交付手数料 6,600円（平成16年3月31日改正）

## 5 . 申請書の作成方法

### ( 1 ) 主任技術者免状交付申請書

#### 様 式

様式は、省令の様式第 6 又は電子申請の場合は様式第 1 0、様式第 1 3 により、記載は黒か青のペン又はボールペン書き（ワープロ可）にしてください。

#### 収入印紙

収入印紙は消印をしないで所定の箇所に貼ってください。また、収入印紙の金額は不足しても、多すぎても受理できませんので電気事業法関係手数料規則（ 4 . ）の金額をよく確かめてください。（収入印紙は郵便局等で販売しています。現金、郵便切手、都道府県で発行する収入証紙などは受理できません。）

#### 申請年月日

申請の年月日を記載してください。

#### 申 請 先

申請書の宛先は経済産業大臣としてください。

#### 住 所

住所は、本人の現住所（郵便物の届く住居表示（例：何番何号何々方、何々会社社宅何棟何号室まで））をはっきりと記載し、又、郵便番号も必ず記載してください。

#### 氏 名

氏名は戸籍又は住民票に表示されているとおりに記載してください。

#### 交付を受けようとする免状の種類

「ボイラー・タービン主任技術者免状」は次の 2 種類があります。

第 1 種ボイラー・タービン主任技術者

第 2 種ボイラー・タービン主任技術者

### ( 2 ) 卒業証明書

卒業証明書の様式は特に定められていないので、卒業した学校又はその事務を継承している学校で発行するものを添付してください。なお、卒業証書又は卒業証明書の写しでは受理できないので注意してください。

又、旧制の専門学校等の卒業証明書の場合は、その証明人は新制に移行された大学の長又は工業高等学校長などで差し支えありませんが、その卒業証明書には必ず卒業した当時の旧制の学校名を記載してあることが必要です。

なお、中学校卒業（義務教育のみ終了）の場合は、卒業証明書は不要といたします。ただし、卒業学校名及び卒業年月を記載したメモを添付して下さい。

### ( 3 ) 実務経歴証明書

実務経歴証明書は、次により作成してください。

様式の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

書き方は、すべて横書きとすること。

証明書は、同一勤務先（ 1 社、 1 局 ）毎に作成し、 2 以上の勤務先の履歴を合計しなければ省令で定める実務経歴の条件を満たさない場合は、それぞれの勤務先の証明書を添付すること。

「勤務先及び役職」欄は、現在の名称とその事業所での役職名を記入すること。ただし、既に退職した事業所から証明を受ける場合には、この欄に記入する必要はありません。

「略歴」欄は、省令の対象となる実務経歴だけを記入すること。たとえば、特級ボイラー技士免許を受けている者が実務経験により第1種免状又は第2種免状を交付申請する場合は、特級ボイラー技士免許取得以前の実務経歴は、必要ないので、それらの経歴は記入する必要はありません。

「役職名」欄は、工場課係又は係長というように記載すること。

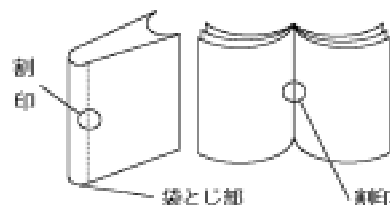
「職務の内容」欄は、具体的に記載すること。

単に電気工作物の保守又は工事などという表現でなく、「電気工作物」といってもどのような機器であるか、どのような設備であるか、また、「工事中」でも何の工事であるかというように、その期間に従事した電気工作物の名称及び担当した工事、維持、または、運用に関する職務の内容を日常業務、定期業務、不定期業務、増設取替等に分け、具体的に且つ簡潔に記載すること。

電気工作物の欄は、その期間に申請者自身が従事した電気工作物について、発電所名、設備番号、ボイラーの型式・蒸発量・蒸気圧力・蒸気温度・タービンの型式・定格出力・入口圧力・入口温度、運転開始年月又は工事計画書届出日等を記載すること。

証明人はその事業場の任命権者（但し、その事業場が法人組織の場合は代表者）とし、証明印は、その公印とすること。会社の場合は、取締役社長又は代表取締役、官庁の場合は任命権を委譲されている局長、県営・市町村営の事業場については県知事・市町村長などを証明人とすること。又、証明人の印が私印と紛らわしい場合は、各地方法務局の印鑑証明書を添付すること。

証明書が2枚以上にわたるときは、用紙相互間に証明人の割印をするか、袋綴じにして最後の頁に割印をすること。この割印の押し方は、2枚以上になった用紙を左綴じにし、1枚目を折り返して2枚目を開き、1枚目の裏と2枚目の表に掛かるように、用紙の中間に押すこと。2枚目以降も同様です。



なお、証明書の様式例は、参考資料「(3)各種書類様式」に示します。

#### (4) 戸籍抄本又は住民票（本籍の記載のあるものに限る）

戸籍抄本及び住民票（本籍の記載のあるものに限る）は、原則として申請直前（6ヶ月以内）のものをご用意下さい。

#### (5) 修得学科目証明書

修得学科目証明書は、特別な場合を除いて必要ありません。必要な場合としては、学科名だけでは、その内容が判断できないときで、卒業した学校で発行したものを添付すれば良いですが、次のような内容が記載されていることが必要です。

入学及び卒業年月日（修学年数）

履修した科目ごとの単位数（科目は修得した時の名称を記載すること。）

卒業当時と学校名が異なる場合は、旧学校名

## 6. その他

下書きの段階で一度御来局ください。その際、電話にて予約を取って頂くようお願いいたします。

・ 免状の再交付をされる方

## 1. 必要書類

(1) 主任技術者技術者免状再交付申請書 (省令・様式8)	すべての申請者
(2) 戸籍抄本又は住民票 (本籍の記載があるものに限る)	主任技術者免状の記載事項に変更がある場合のみ

## 2. 書類の提出先、問合わせ先

・ 3と同じです。

## 3. 申請手数料

交付手数料 2,600円(平成16年3月31日改正)

## 4. 申請書の作成方法

### (1) 主任技術者免状再交付申請書

#### 様式

様式は省令の様式第8又は電子申請の場合は様式第10、様式第15により、記載は黒か青のペン又はボールペン書き(ワープロ可)にしてください。

#### 収入印紙

収入印紙は消印をしないで所定の箇所に貼ってください。また、収入印紙の金額は不足しても、多すぎても受理できませんので電気事業法関係手数料規則(4.)の金額をよく確かめてください。(収入印紙は郵便局等で販売しています。現金、郵便切手、都道府県で発行する収入証紙などは受理できません。)

#### 申請年月日

申請の年月日を記載してください。

#### 申請先

申請先は経済産業大臣としてください。

#### 住所

住所は、本人の現住所(郵便物の届く住居表示(例:何番何号何々方、何々会社社宅何棟何号室まで))をはっきりと記載し、又、郵便番号も必ず記載してください。

#### 氏名及び印

氏名は戸籍又は住民票に表示されているとおりに記載し、押印してください。

#### 本籍、年月日、免状の種類及び番号、免状の取得年月日

交付されていた内容を間違いなく記入してください。

#### 再交付を受ける理由

「汚損」、「紛失」等簡潔に記入してください。なお、汚損などの場合はその免状を添付してください。

## 参 考 資 料

### ( 1 ) 必要経験年数

学 歴	第 1 種	第 2 種
学校教育法による大学（機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[ 6 ( 3 ) ]	[ 3 ]
学校教育法による大学 （又はこれと同等以上の教育施設）	1 0 [ 6 ( 3 ) ]	5 [ 3 ]
学校教育法による短期大学（機械工 学）若しくは 高等専門学校（機械工 学）（又はこれと同等以上の教育施 設）	[ 8 ( 4 ) ]	[ 4 ]
学校教育法による短期大学若しくは 高等専門学校 （又はこれと同等以上の教育施設）	1 2 [ 8 ( 4 ) ]	6 [ 4 ]
学校教育法による高等学校 （機械工学） （又はこれと同等以上の教育施設）	[ 10 ( 5 ) ]	[ 5 ]
学校教育法による高等学校 （又はこれと同等以上の教育施設）	1 4 [ 10 ( 5 ) ]	7 [ 5 ]
学校教育法による中学校	2 0 [ 15 ( 10 ) ]	1 2 [ 1 0 ]
一級海技士（機関）、特級ボイラー技 士、熱管理士又は、技術士（機械部門に 限る）の2次試験に合格した者	[ 6 ( 3 ) ]	[ 3 ]

- ( 1 ) 第1種の必要経験年数は卒業後のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に係わった年数です。[ ]の年数は、必要年数のうち発電用の設備(電気工作物に限る。以下同じ。)に係わった年数で、( )の年数は[ ]のうち圧力5 8 8 0キロパスカル以上の発電用の設備に係わった年数です。
- ( 2 ) 第2種の必要経験年数は卒業後のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備（最高使用圧力が9 8キロパスカル以上のもの）の工事、維持又は運用に係わった年数です。  
[ ]の年数は、必要年数のうち発電用の設備に係わった年数です。
- ( 3 ) に該当する者の必要経験年数は、免許等の交付を受けた後の年数です。

(2) 補 足

01. 「発電用の設備（電気工作物に限る）」とは、電気事業法に基づき設置されているものを指します。
02. 「圧力5880キロパスカル以上の発電用の設備」はタービン入口圧力を指します。
03. 工事関係の実務の起算日について、工事を着手した日（早くても工事計画届を提出後、30日を経過した日）となります。
04. 実務経験年数のカウント方法は、原則、月の端数は切り捨てで行います。
05. 委託契約者の実務経験について、設置者から委託を受け発電所の運転、保守業務に従事しているものは経験年数として含めることが可能です。この場合、設置者と委託会社との間に委託契約（書面にて発電所の運転、保守業務の内容が確認できるもの）が結ばれている場合に限り、
- 原則としてボイラー・タービン主任技術者の保安体制の中での実務でなくてはなりませんので、請負工事業業者及びメーカー等での実務経験については、その性格上認めていません。
06. 「機械工学に関する学科」とは、機械工学科、機械科、精密機械学科、産業機械工学科、生産機械工学科、機関科、化学機械学科を指します。なお、これら以外の工学系の学科名については直接お問い合わせください。
07. 実務経験の算出について

実務の内容	実務の経験年数
火力発電所における、発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池の工事、運転、保守又は調査の業務であって保安に関する実務	実務に係る年数 × 1
原子力発電所における発電用の蒸気タービン又は補助ボイラーの工事、運転、保守又は調査の業務であって保安に関する事	実務に係る年数 × 1
発電所以外の事業所において発電用ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池の計画、設計、建設、運転、保守又は調査業務であって、保安に関する実務	実務に係る年数 × 1 / 2 (但し、圧力5880kPa以上の実務経験には含まない)
火力発電所における発電用のボイラー又はガスタービンに係る燃料設備の工事、運転、保守又は調査の業務であって、保安に関する実務	実務に係る年数 × 1 / 2 (但し、圧力5880kPa以上の実務経験には含まない)
火力発電所における発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池に係る計装の業務であって保安に関する実務	実務に係る年数 × 1
発電用以外のボイラー、蒸気タービン、ガスタービンの工事、運転、保守又は調査の業務であって、保安に関する実務	実務に係る年数 × 1 (但し、発電用の発電設備の経験には含まない)

海外における実務経験については、その設備に関する技術基準や保守管理業務の方法、体制を把握することは不可能であるため、実務の経験としては認められません。

非常用発電設備については、需要設備等の付帯設備という位置づけのため、経験年数には含むことが出来ません。

マイクロガスタービン発電設備の経験は、その設備特性と維持管理・巡視点検等の実務内容から実務経験として認めがたいと判断されます。

**( 3 ) 各種書類様式**

( 主任技術者免状交付申請書様式 )

様式第 6 ( 第 4 条関係 )

収入印紙  
消印をし  
ないこ  
と。

整理番号	
受理年月日	

## 主任技術者免状交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
氏 名

電気事業法第 4 4 条第 2 項第 1 号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	第 種ボイラー・タービン主任技術者
登録科目名及び合格年度	_____

- 備考 1 印欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
3 単位不足者にあつては、登録科目名及び合格年度の欄に電気事業法の規格に基づく主任技術者の資格等に関する省令第 7 条の 3 の規定により登録した合格科目名及び当該科目の合格年度を記載すること。

実務経歴証明書

(ふりがな) 氏 名	生年月日	昭和 年 月 日生
本 籍		
現 住 所	( T E L )	
勤務先および 役 職 名	( T E L )	

略 歴

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電気工作物の概要
自	至	年数			
年月	年月	年月			

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月	年月	年月			

上記の実務経歴を有することを証明する。

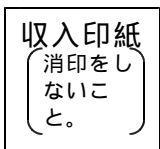
平成 年 月 日

所 在 地

証 明 人

- 備 考
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
  2. 略歴が2枚以上にわたるときは、当該欄のみ継続して作成記入すること。

様式第8(第5条関係)



整理番号	
受理年月日	

## 主任技術者免状再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
氏 名 印

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第5条第1項の規定により次のとおり主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

本 籍	
生 年 月 日	
免 状 の 種 類	第 種 主任技術者免状
免 状 の 番 号	第 号
免状の取得年月日	
再交付を受ける理由	

- 備考 1 印欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(4) 記載例

様式第6 (第4条関係)

収入印紙  
消印をしないこと。

整理番号	
受理年月日	

主任技術者免状交付申請書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所 東京都千代田区 町 丁目 番地 号  
社宅 棟 号室  
氏 名 通 産 太 郎

電気事業法第44条第2項第1号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	第1種ボイラー・タービン主任技術者
登録科目名及び合格年度	_____

- 備考 1 印欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 単位不足者にあつては、登録科目名及び合格年度の欄に電気事業法の規格に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条の3の規定により登録した合格科目名及び当該科目の合格年度を記載すること。

## 実務経歴証明書

(ふりがな) 氏名	つうさん たろう 通産太郎	生年月日	昭和 年 月 日生
本籍	東京都 区 町 丁目 番地 号		
現住所	東京都千代田区 町 丁目 番地 号 社宅 棟 号室  (TEL - - )		
勤務先および 役職名	通産電力株式会社 火力発電所 保修課 機械係長  (TEL - - )		

### 略 歴

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月 昭和 59.4	年月 昭和 61.3	年月 2.0	火力 建設所 機械課 機械係	<p>火力建設所機械課機械係員として、発電用ボイラー・タービンの下記の建設業務を担当した。</p> <p>(1) 第1・2号ユニットのボイラー並びに同附属設備の据付工事の監督担当者として工事期間中、常時現場に出向き工程の管理、機器据付時の各種検査、作業の指導監督を実施した。</p> <p>・ボイラー本体(汽水胴、管寄、蒸発管、過熱器管、再熱器管、節炭器管、安全弁、主要弁類)、給水ポンプ、通風機(押込通風機、誘引通風機)、空気予熱器、燃料燃焼装置、その他各種配管等</p> <p>(2) 第1、2号ユニットの試運転調整、各種試験の実施。</p> <p>・ボイラー燃料系統、通風系統、給水系統の調整試運転</p>	<p>火力発電所 1号機及び2号機 ボイラー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式 自然循環単胴放射形再熱式</li> <li>・蒸発量 500t/h</li> <li>・蒸気圧力 19.2MPa</li> </ul> <p>タービン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式 串型3気筒4流排気衝動再熱式</li> <li>・定格出力 200,000kW</li> <li>・入口圧力 16.6MPa</li> <li>・入口温度 566</li> </ul> <p>工事計画認可 昭和57年3月</p>

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月	年月	年月	火力 発電所 発電課 運転係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負荷しゃ断試験、負荷試験、所内単独運転試験等の運転操作要領の検討</li> <li>・ タービン復水系統、給水系統、油系統、循環水系統の調整試運転</li> </ul> <p>火力発電所の発電課員として発電用ボイラー、タービンの下記の運転業務を担当した。</p> <p>( 1 ) 第 1 ・ 2 号ユニット並びに同附属設備の起動、停止操作</p> <p>起動操作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー点火、昇圧、昇温</li> <li>・ 復水器真空上昇</li> <li>・ タービン起動</li> <li>・ 負荷増</li> </ul> <p>停止操作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負荷減</li> <li>・ タービン停止</li> <li>・ ボイラー消火</li> <li>・ 火炉パージ</li> </ul> <p>( 2 ) 同設備の日常運転操作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主蒸気、再熱蒸気の温度、圧力の監視調整</li> <li>・ ドラムレベルの監視並びに調整</li> <li>・ 各機器の運転状況の監視</li> <li>・ 運転中の保安テスト</li> </ul> <p>バルブテスト 各種ポンプ自動起動テスト スラスト摩耗装置動作テスト その他</p> <p>( 3 ) 日常点検 各直勤務中に 1 回ボイラー・タービン関係の巡視点検を実施。</p> <p>ボイラー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蒸気、ガスの漏洩の有無、炉内燃焼状況</li> <li>・ ドラムレベル確認</li> </ul>	<p>上記設備に同じ</p> <p>運転開始日 昭和 6 1 年 4 月</p>
昭和 61.4	平成 5.3	7.0			

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
年月	年月	年月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スートブローの異常の有無</li> <li>・ F D F 等の各回転機の異音、振動、軸受温度の異常の有無</li> <li>・ 燃料燃焼装置の異常の有無</li> <li>・ 各ポンプの異常の有無</li> <li>・ 空気予熱器、電気集塵機の異常の有無</li> </ul> タービン <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タービン本体の異音、振動軸受け温度の確認</li> <li>・ 給水加熱器の蒸気、漏水の有無</li> <li>・ 主蒸気止め弁等の主要弁の蒸気リーク及び機構の状態</li> <li>・ 水素、密封油装置の異常の有無</li> <li>・ 復水ポンプ、軸受冷却水ポンプ等の異常の有無</li> <li>・ 復水器設備の異常の有無の</li> </ul> ( 4 ) 定期点検業務 定期検査の試運転時次の保安装置試験を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タービン保安装置動作試験                非常调速装置動作                オイルトリップ動作                调速機高速、低速限</li> <li>・ 水素・密封油装置保安試験</li> </ul>	
平成 5.4	平成 8.3	3.0	火力 発電所 保修課 機械係長	火力発電所の保修課機械係長として発電用ボイラー・、タービン下記の定期点検・日常点検・補修改造工事に従事した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 日常点検               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドラム水面計ガラスの取替え</li> <li>・ 各種弁グランドパッキンの取り替え</li> <li>・ 各種ストレーナ清掃</li> <li>・ その他</li> </ul> </li> <li>( 2 ) 定期点検                ボイラー本体、安全弁、主要弁、燃焼装置、通風機、給水ポンプ等について</li> </ul>	上記設備と同じ

期 間			役 職 名	職 務 の 内 容	電 気 工 作 物 の 概 要
自	至	年数			
平成 8.4 年月	平成 10.3 年月	2.0 年月	火力 発電所 技術課 技術係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観点検</li> <li>・ 分解開放点検</li> <li>・ 代表箇所の P T、 M T、 U T 検査</li> <li>・ ボイラーの水圧検査</li> <li>・ 安全弁作動検査</li> </ul> <p>を実施した。</p> <p>タービン本体（車室、車軸、隔板、噴口静翼、軸受）、主要弁、調速装置、非常調速装置、復水器、給水ポンプ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観点検</li> <li>・ 分解開放点検</li> <li>・ 代表箇所の P T、 M T、 U T 検査</li> </ul> <p>を実施した。</p> <p>（ 3 ）補修改造工事 定期点検に伴い第 1 号ユニットの下記の改造工事施工管理を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボイラー燃焼装置バーナ改造工事</li> </ul> <p>火力発電所の技術課技術係長として発電用ボイラー・タービンの下記の運用業務を担当した。</p> <p>（ 1 ）設備稼働状況調査及び運転実績統計</p> <p>（ 2 ）設備運用の効率化及び改善に関する調査、測定試験の計画実施</p> <p>（ 3 ）定期検査後のボイラー・タービン保安装置に関する試験の計画、実施</p> <p>（ 4 ）事故時の運転状況調査、資料の作成及び事故原因の究明並びにその対策</p>	

上記の実務経歴を有することを証明する。

平成 年 月 日

所在地 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

証明 人 通産電力株式会社  
取締役社長

印

**(5) 各経済産業局の連絡先**

北海道経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎(〒060-0808)	電話 011-709-1795 FAX. 011-709-1796
東北経済産業局 (電力・ガス事業部発電課)	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(〒980-8403)	電話 022-215-9249 FAX. 022-224-4370
関東経済産業局 (資源エネルギー部電力安全課発電室)	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館(〒330-9715)	電話 048-600-0391~3 FAX. 048-601-1301
中部経済産業局 (資源エネルギー部電力安全課)	名古屋市中区三の丸2-5-2 (〒460-8510)	電話 052-951-2817 FAX. 052-951-9802
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局(電力安全課)	富山市愛宕町1-2-26 (〒930-0091)	電話 076-432-5580 FAX. 076-432-0909
近畿経済産業局 (資源エネルギー部電力安全課)	大阪市中央区大手前1-5-44 (〒540-8535)	電話 06-6966-6048 FAX. 06-6966-6089
中国経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館(〒730-8531)	電話 082-224-5742 FAX. 082-223-6299
四国経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	高松市番町1-10-6 (〒760-8512)	電話 087-831-3141(代) FAX. 087-862-1878
九州経済産業局 (電力・ガス事業部電力安全課)	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (〒812-8546)	電話 092-482-5524 FAX. 092-482-5973
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部(電力・ガス事業課)	那覇市前島2-21-7 (〒900-8530)	電話 098-862-1455 FAX. 098-860-1375

各経済産業局に提出する申請書の宛先は経済産業大臣としてください。